

臨時福祉給付金

《臨時福祉給付金とは》

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

《給付対象者》

平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象となります。

ただし、

〔ご自身を扶養している方が課税される場合〕
〔生活保護制度の被保護者となっている場合〕

などは対象外です。

《給付額》 給付対象者1人につき 6,000円

《基準日》 平成27年1月1日

子育て世帯臨時特例給付金

《子育て世帯臨時特例給付金とは》

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を支給している方に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

《給付対象者》

平成27年6月分の児童手当・特例給付を受給している方が対象となります。

《給付対象児童》

給付対象者の平成27年6月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

《給付額》 対象児童1人につき 3,000円

《基準日》 平成27年5月31日

2つの給付金の申請手続きに関して

- ・申請先は、各基準日において住民登録されている市町村となります。
※基準日以降に立科町へ転入されている方は、前住所地が申請先となります。
- ・2つの給付金の対象要件に該当する場合、併給となります。
- ・立科町の申請期間は9月1日～12月1日です。
対象となる方には8月下旬に申請書を送付致しますので御確認ください。

2つの給付金のお問合せ先
町民課 住民福祉係
電話：0267-56-2311
有線：2311

ごみの分別について ~容器包装プラ類~

環境保健係

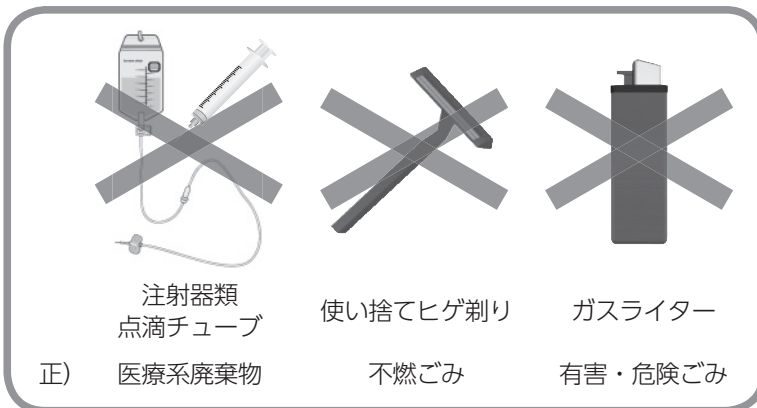
日頃は、一般廃棄物のごみ分別・リサイクル推進にご理解ご協力いただき、誠に有り難うございます。

当町では年間総ごみ排出量の4分の1をリサイクルし、皆様の協力でごみの資源化・減量化を積極的に推進しております。

資源ごみの分け方・出し方につきましては、「立科町環境衛生カレンダー」にて再度ご確認のうえ、正しくお出しくださいますようお願い申し上げます。

注意!!

次のものは、「容器包装プラスチック・ビニール」ではありません!!(抜粋)



※ペットボトルは指定袋には入れずに、ごみ集積所のコンテナへ

容器包装プラスチック類は次のとおり分別のうえ、ごみ集積所へ種類ごとに排出くださいますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

容器包装プラスチック類(マークのある物)

<p>ペットボトル</p> <p>ラベルは取る</p> <p>軽く洗う</p> <p>※金属製キャップは不燃ごみへ、プラスチック製キャップは容器包装プラスチックへ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中身を出す 2.軽くゆすぐ 3.キャップをとる 4.ラベルを剥ぐ 5.指定のコンテナにバラで出す <p>ペットボトル コンテナ</p>	<p>発砲スチロールトレイ(白色のみ)</p> <p>軽く洗う</p> <p>ラベルは取る</p> <p>ラベル等を剥がす</p> <p>※大きい箱はそのまま出す</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中身を出す 2.軽くゆすぐ 3.収集用ネットにバラで出す <p>※白色以外のトレイは、容器包装プラ指定袋へ</p> <p>収集用ネット</p>	<p>容器包装プラスチック・ビニール</p> <p>軽く洗う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中身を出す 2.汚れを落とす 3.指定袋に入れる 4.金属類の取れない物は不燃ごみで出す <p>容器包装指定袋 指定袋 袋には地区名、名前を記入</p>
--	--	---